

令和5年7月12日

三重県議会議長様

会派名 草の根運動いが
会派代表者 稲森稔尚
質問者 稲森稔尚

文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出します。

1、 質問項目及び内容

「みえ出逢いサポートセンター」が紹介する結婚支援事業のコンプライアンス上の問題点について

- (1) 本年7月5日、三重県警津署は20代女性から交際開始に伴う預り金名目で現金をだまし取った疑いで伊勢市の40歳の容疑者を逮捕した。この容疑者はこれまでも、出会い・結婚支援のためのイベント等を運営しており、三重県の委託事業である「みえ出逢いサポートセンター」のホームページでも周知されていたところであるが、過去にこの容疑者が運営していたイベントや企業情報をどのように周知していたのか、その件数と具体的な内容を明らかにされたい。
- (2) 「みえ出逢いサポートセンター」は県の委託事業であり、同センターが周知する事業については県が利用者に過度な「信頼感」を与えるものであり、詐欺容疑で逮捕された容疑者が運営する事業を広く周知していたことは、コンプライアンス上も極めて問題があると考え、県の認識と今後の対応策を伺う。
- (3) 三重県が進めるいわゆる「官製婚活」については、行政のコンプライアンス、人権、ジェンダー平等、多様性の尊重の観点から問題があることから、人権・ダイバーシティ一部局とも連携の下、丁寧な検証を行い、再考すべきと考えるが県の見解を伺う。

2、 質問の趣旨及び理由

県の委託事業である「みえ出逢いサポートセンター」の取り組みの一部で、その信頼を揺るがすことが懸念されるため、コンプライアンス上の問題点を含めて質問する。

3、 回答を求める者 知事

